

## 子の氏変更許可（入籍許可）の申立てについて

例えば、父母が離婚すると、子どもの氏（戸籍）はその母親・父親の一方とは別々になります。しかし、氏（戸籍）がそのままでは同居する親と生活する上で支障があったり、進学・就職に際して不便を感じることがあります。

このような場合に、子どもが、氏（戸籍）が別になった方の親の氏を称してその戸籍に入籍したいというときは、家庭裁判所の許可が必要なことがあります。

その際の手続（「子の氏の変更許可の申立て」といいます。）のあらまはは次のとおりです。

### ※ 申立ての手続をとる人

- ・ 子どもが満15歳以上のときは、子ども本人
- ・ 子どもが満15歳未満のときは、子どもに代わってその法定代理人（親権者・未成年後見人等）

### ※ 申立てにあたって必要なもの

- 「子の氏の変更許可申立書」（必要事項を記入し、押印したもの。用紙は全国の家庭裁判所に備え置かれています。また、最高裁判所のホームページ（最高裁判所 <http://www.courts.go.jp/>）から書式ファイルをダウンロードすることもできます。）
- 上の項目にあげた「申立ての手続きをとる人」の印鑑（認印で構いません。）
- 収入印紙 800円×子どもの人数分（申立書にはる）
- 郵便切手 84円×3 10円×3
- 現在、子どもの入っている戸籍謄本 1通
- 今回子どもが入籍しようとする、親の戸籍謄本 1通

### ※ 申立書などの提出先

原則として、子どもの住所地（住民登録地にかかわらず、実際に住んでおられる所）を管轄する家庭裁判所です。住所地が別々の複数人の子どもが申し立てるときは、そのうちの一人の住所地を管轄する家庭裁判所に一度に申し立てることができます。

子どもの住所地が、姫路市、加古川市、高砂市、相生市、赤穂市、神崎郡、赤穂郡、加古郡、朝来市生野町のいずれかにある場合は、

〒 670-0947

兵庫県姫路市北条1丁目250番地 神戸家庭裁判所 姫路支部

TEL 079-281-2080（家事受付係）

（家事受付窓口は裁判所庁舎の3階 「家事書記官室」）

になります。その他不明の点はお問い合わせください。

申立ての手続きは、窓口への持参又は郵送による方法でできます。

### ※ 申立ての窓口受付時間

平日（月曜日から金曜日まで。ただし、祝日を除く。）の午前9時から午後0時、午後1時から午後5時まで

### ※ 審理・その後の手続き

申立てを受け付けた家庭裁判所は、審理の上、相当と認めるときは許可の審判をします（許可ができるまでには1週間から2週間かかります）。許可になれば、その旨の審判書謄本を住所あてに送付します。その審判書謄本を添えて市町村役場の戸籍係窓口で「入籍届」をしてください。入籍届をしなければ戸籍は移動しません。

なお、子や親の本籍地が届出地以外の市町村にある場合には、この入籍届の際にその市町村の戸籍謄本が必要です。この届出に備えて、家庭裁判所への提出用に戸籍謄本を取り寄せる際にあらかじめ余分に戸籍謄本を取り寄せておくと便利です。（H23. 3）

〒 670-0947

兵庫県姫路市北条1丁目250番地 神戸家庭裁判所 姫路支部

TEL 079-281-2080 (家事受付係)

(家事受付窓口は裁判所庁舎の3階 「家事書記官室」)

